

研究結果の概要

歯科口腔保健と作業関連疾患との関連に関する実証研究

A. 研究目的

本研究の目的は、業務と歯科疾患の関連についての知見を収集し、職域における歯科保健対策の有効性に係る疫学的実証研究を行い、職域における効果的な歯科保健対策について具体的な提言を行うことである。平成 27 年度は実証研究のベースライン調査として、全国の種々の業種・職種、様々な規模の事業所の労働者を対象に、歯科健診や質問票調査等を実施したので報告する。

B. 研究方法

東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、新潟県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県、岡山県、広島県にある 26 社の 35 事業所で働く 2,294 名の労働者を対象とした。事業所の産業分類は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に準拠して 9 種類に分類し、職業分類は日本標準職業分類（平成 21 年 12 月統計基準設定大分類）に基づき 11 の職種に分けて、勤務形態は、日勤、夜勤等の 5 つに分けて、労働者の基本情報、口腔保健状況、質問票調査結果の特徴について検討を行った。

また、平成 27 年度に特定健診に関する診査結果が入手できた 471 名に関しては、口腔保健状況と特定健診に関する診査結果および質問票調査結果との関連について検討を行った。さらに、日本歯科医師会による標準的な成人歯科健診プログラムに準じて個別保健指導を実施した介入群(n=63)と、実施しなかった対照群(n=63)の 3 ヶ月後の状況を質問票により比較した。

千葉県では 6 事業所の 320 名に歯科健診を行い、159 名に初回の保健指導、147 名に 2 回目の保健指導を実施した。兵庫県では 3 事業所の 115 名に歯科健診を実施し、保健指導を 59 名に実施した。これらの歯科健診や保健指導に要した総費用から、一人当たりの歯科健診や保健指導に要する費用を算出した。

C. 研究結果

産業分類別にみると、口腔保健状況は「医療、福祉業」では良好な者が多く、「運輸業、郵便業」「サービス業（他に分類されないもの）」では不良な者が多かった。職業分類別では「運搬・清掃・包装等従事者」や「保安職業従事者」は口腔保健状況が不良な傾向がみられた。勤務形態別では、夜勤業務を含む者は、口腔保健状態が不良であった。また、口腔保健状況だけでなく、保健行動等においても、産業、職種、勤務形態の違いによって差が認められた。

労働者全体の分析では、自己評価で「口腔の健康が不良である」と回答した者は、「全身の健康が不良である」とする者より 3 倍多かった。また、全体の約 2/3 が「口腔内に気になることがある」と回答したが、半数以上が 1 年以上歯科医院を受診していなかった。定期歯科

健診を受けている者は1/3以下であった。

口腔と全身の健康との関連分析で有意であったのは、労働者の口腔保健状況のうち、歯周病が重症な群は腹囲の数値が大きく、血圧が高く、血中の中性脂肪やLDLコレステロール値が高く、HDLコレステロールが低く、HbA1cが高く、尿糖や尿蛋白陽性の者が多かったことである。また、現在歯数が少ない群は多い群と比較して血圧が有意に高く、 γ -GTP値やHbA1cも有意に高かった。一方、未処置歯の有無は特定健診の診査結果との関連は認められなかった。質問票による健康習慣については、歯周病が重症な群や現在歯数が少ない群は、血圧・糖尿病に関する薬の服用者が多く、腎不全の治療者が多く、喫煙者が有意に多いことが明らかになった。また、未処置歯を有する群は、喫煙者や就寝前近くに食事を摂る者が有意に多いことが明らかになった。

介入群、対照群の質問票調査結果を基に、3ヶ月間の口腔健康状態および歯科保健行動の変化をみたところ、介入群では「歯や口の状態で気になること」「噛み具合が気になる」「職場や外出先での歯磨き」「フッ素入り歯磨剤の使用」の項目に有意な差が認められた。

千葉県では、歯科健診・保健指導に消費した直接費用は、それぞれ受診者1人当たり4,470円～8,052円、2,893円～5,807円であった。兵庫県では、歯科健診・保健指導に消費した直接費用は、それぞれ受診者1人当たり4,988円、8,950円であった。

D. 結論

労働者の口腔保健状況や保健行動等は、産業、職種、勤務形態によって差が認められることが明らかになった。また、口腔の健康上の理由により、集中力の欠如や労働時間の喪失など、労働への影響が出ていることも示され、口腔の健康状態の改善の必要性が示された。

口腔と全身の健康の関連分析では、歯周病は全身の健康状態や全身疾患による薬の服用等と有意に関連していることが明らかになり、職域で歯科保健対策を行う際には、歯周病対策を中心に進めることが重要であると示唆された。さらに、現在歯数は全身の状態と大きく関連していたため、歯の喪失防止の観点から、う蝕予防を行うことも大切であると考えられた。

今後は、各職場環境や勤務形態を考慮した口腔保健対策を推進していくことが必要であるが、労働者の全身疾患および口腔疾患の予防のために、産業特性を踏まえたうえで医科および歯科領域が連携して労働者の健康保持に取り組んでいくことが必要と考えられた。

また、口腔疾患は初期段階では自覚症状が少ないので、労働者本人に歯周病等の初期症状を認識させる工夫や保健行動への動機づけ支援が重要であると思われる。そのためには、マニュアルを作成したり、研修会を行って、指導方法の標準化を図ることも今後の事業所における歯科保健対策の事業展開において必要と考えられた。

E. 今後の展望

平成27年度は介入群には保健指導・健康教育を実施し、対照群には実施しなかった。本研究はクロスオーバーデザインであるため、平成28年度は介入群と対照群を反対にして、同様に実証研究を継続する予定である。